

令和元年第2回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和元年 6月11日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本 圭介	参事	森本 陽子
--------	-------	----	-------

説明のため出席した者

総務部長	山本 昭彦		
(地域安全課)			
課長	宮崎 伸之	課長補佐	畑中 隆徳
係長	朝居 健太郎		
(契約管財課)			
課長	和田 弘	係長	久原 和彦
係長	前川 哲郎	主事	原田 裕也
企画財政部長	久保平 敏弘	企画財政部理事	田中 一之
教育次長	森川 寛子	教育委員会理事	金崎 良一
(教育総務課)			
課長	宮司 裕子	課長補佐	峰 修子
係長	金子 寛之	主任	田中 優喜
建設産業部長	日名子 達也		
(産業振興課)			
課長	川内 佳代子	課長補佐	永野 英明

課長補佐 久松 勝 係長 山口 亮  
係長 島 典明 主任 藤野 亮

生活福祉部長 中島 敏純  
(福祉課)

課長 細田 愛二 課長補佐 山口 聡一郎  
係長 島 美紀 主任保健師 芦塚 愛  
(こども政策課)

課長 村田 ゆかり 課長補佐 北野 靖之

健康保険部長 辻田 正行  
(健康保険課)

課長 志田 純子 課長補佐 渡辺 房子  
課長補佐 木澤 奈津代 係長 松田 祐貴

#### 本日の委員会に付した案件

- 議案第45号 長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 長与町駐車場条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）

開 会 9時30分

散 会 13時40分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会します。令和元年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第45号長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号長与南交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

それでは、ただいまより議案第45号長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。今回の議案につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴った措置でございます。本年10月1日からの使用料等の改正に伴う条例の一部改正議案でございます。改正前の使用料、第8条関係45条につきましては別表第1、別表第3。46号につきましては別表第1につきまして、改正前の「税率8%を含む」を改正後の10%により得た額に置きかえるものでございます。新旧対照表を提出させていただいておりますので、御覧いただければと思います。まず45号につきましては、別表第1、使用料の和室、調理実習室、会議室、研修室、体育館及び別表第3、体育館電灯使用料につきまして改正するものでございます。46号につきましては、同じく別表第1に定める使用料を納めなければならない別表につきまして、改正前の税率8%を含む額を改正後の10%により得た額に置き換えるものでございます。以上、使用料につきまして改正させていただく提案でございますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

これから議案第45号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

長与町ふれあいセンターということで、所管は地域安全課になってるんですね。それで、いわゆる研修室とかもあるし、生涯学習の社会教育の一環の設備ではなかろうかという面もあるんですけれども、その辺りの生涯学習課との住み分けっていうんですか、このところはどういうふうにご考慮されているか、質問したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

御質問にお答えいたします。ふれあいセンターは、社会教育施設と同等の施設として御利用いただいておりますけれども、土地柄、場所柄やはり駐車場も完備しているとい

うことで、町外の利用も多うございます。内容といたしましては、通常の講座等もしくは町外の事業所の例えば面接等とか、そういった利用でもほかの町内の施設と比べると利用が多いような感じと見受けられます。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私からの提言なんですけども、社会教育施設ということであれば生涯学習課にもう担当を任せればいいのではないかと、このように思いました。今の御説明ですすね。町内であろうと、町外であろうと、それはもう関係のない話で実質的にどういう施設かっていうことで判断すべきではなかろうかと思えますけども、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本部長。

○総務部長（山本昭彦君）

この件に関しましては、どうしても私ども所管だけの話にならないんで、当然、教育委員会との話合いも出てこようかと思えます。それで教育委員会との話等々つければ、生涯学習課に持ってもらってもいいですし、今までどおりの使い方ということになれば、もう今までどおりという形になろうかと思えますので、この辺はもうちょっとうちの方でも協議なり検討の方をするしかないかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分かりました。それと続けて昨日も生涯学習課で私も質問したんですけど、このふれあいセンターも減免措置があると思うんですよね。減免規定が規則でね。この条例には載ってませんが、私は条例に載せるべきだと考えてるわけですけども、この条例には委任規定もないわけですよ。規則に委任するとか、この条例を見たら載ってないんですよ。だからその辺りちょっと確認したいんですけども、生涯学習課も同じなんですけども、減免規定というのは非常に重要な規定なんですよね。これはもう私が言わなくても町民の方ものすごく関心を持っておられます。もちろんこの使用料も大事なんですけど、そういった面でそう大きな様相をなぜこの委任規定にしてないのかというのがまず素朴な疑問で、ここに規定は全然載ってないんですよ。条例にね。だからそのところはどういうふうにお考えか。御答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

確かに我々の使用料に関しましても減免等の規則の方で定められたものがございます。これにつきましては当然これは他の施設も同じかと思いますが、町が主催するもの等に

関してまして、もしくは町内の関係諸団体に関します減免対象ということで、100分の100でありましたり100分の50でありましたり、そういう形で規則の方で定めているという現状がございます。これにつきましては条例の方の先程話ございましたが、条例につきましては第9条で使用料の減免という形で「町長は特別の理由があると認めるときについては、使用料の減免をすることができる」という形の一文がございます。それにつきましては規則の方で、それぞれの減免規定という形で規定をさせていただいている状況でございますので、今、話がありましたように町内の条例規則等の一連の減免関係につきましては、こういう形で規則等で定めるような形で統一した状態で今現在施行されている状況でございますので、今言われたような形で条例等の関係というお話がございましたが、それにつきましては、長与町内の全関係施設につきましては、同じような状況を統一する必要があるがございますので、その件については庁舎内の会議等で図っていくことになろうかと思っております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

委員会を戻します。ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今の減免の関係で、今回の2つ議案ですけれども減免によって一律やはり上がるということでもよろしいのでしょうか。値上がりになるかどうかというのをお聞きしたい。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回の提案につきましては、8%に関するものを10%に引き上げた状態での額につきまして反映をさせることとなります。その金額につきましての対照となりますので、その金額が上がった分について精査する必要があるがございますが、それぞれの部屋によって条件が変わってまいりますので、その中で精査する形になってこようかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

議案第46号についての質疑も行いたいと思っております。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程も申しましたように、これも長与南交流センターですね、ここもいわゆる研修の生涯学習の一環の施設ではなかろうかと思っておりますので、先程の御答弁のとおり協議することでもよろしいんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山本部長。

○総務部長（山本昭彦君）

話の方は持たせていただきたいと思います。ただそうなるかどうかはまだ検討の結果次第ということで、お願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

本来昨日ちょっと聞くべきだったのかなと思うんですが、今朝ちょっと気づいたんで聞かせてもらいますけど、例えば現行の使用料が100円ということは、基本的には1,08円のを10円以下を切り捨てるということで100円にされてると思うんですが、例えば、厳密に言えば2時間使えば多分200円だと思うんですが、実際には、200円で216円で本来では210円になるべきじゃないかなと私は思うんですが、ここの運用の仕方はもう100円の2時間ということで200円ということだったんですかね。現状。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

我々の方につきましては1時間につきという計算でお部屋の方を貸しておりますものですから、その1時間単位での計算という形で、1時間につきましては今回110円、2時間になると220円という計算になってまいります。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回たまたま10%なんで端数が出てこないというような感じになるのかなと、100円以下のものがないということでですね。今回の見直しでここだけじゃないんですが、条例自体私は非常にこうすればいいんじゃないかなと思うのが、基本の100円だけを示して、あと備考なりただし書きでこれに消費税を乗じた額で徴収すると。そこで合計額に対して、例えば2時間も3時間も使う場合もあるじゃないですか。合計額に対して消費税を乗せたところで計算して、その上で10円未満を端数を切り捨てるとか。もう今回はもうそこら辺の議論まではもう全然いかなかった。ただ、今の現行に2%乗せたやつで内税で記入をしていくというような、町全体ではそういう取組だったんですか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、委員がおっしゃったとおり、今回につきましては8%から10%になる消費税の

税率改正ということで、前回の8%のときに、それぞれの議案のときにいろいろ審議をいただいた中で提案させていただいたものが議会の方で承認いただいたということでございまして、今回につきましては8%から10%の税率改正のみという形で、そのときの審議の内容で今回も統一した形で上乘せをするということになっておりましたものですから、そういう対応をさせていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

直接ちょっと消費税とは関係ないと言われるかもしれませんが、計算の仕方として時間と料金が載ってますので、ちょっと確認をしたいんですけども、例えばふれあいセンターで新料金の和室を5時から6時まで使用した場合、この条例を額面どおり受け取ると、5時から6時まで1時間利用した場合、いわゆる前半部分の110円と後半部分の160円が計算されるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

すいませんでした。今おっしゃった5時からの貸し出しもできるということでございましたので、5時から貸し出す場合は、30分以上の場合は料金の方を徴収する形になりますので、5時から貸し出しをした場合は、最初の1時間については110円の計算になります。5時半からの分につきましては、今回160円のそのままの請求でございますが、その料金徴収という体制になるということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

大変申しわけございません。今言われた5時から6時につきましては、施設の方の確認をさせていただいて回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

どういった実際の運用しているかどうかは、あとからの回答ということなんですけれども、実際条例を額面どおりに読むと、先程申し上げたとおりいくと110円と160円両方を徴収するようになってしまわざるを得ないと思うんですね。ですので一番の問題点はこの区切り30分、5時半という区切りが、私はちょっとおかしいのではないかなと思います。文化ホールとか、そういったのは1時間単位できちっと区切っていましたので、やっぱりそれに合わせほかの条例もありますので検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○委員長（河野龍二委員）**

宮崎課長。

**○地域安全課長（宮崎伸之君）**

ただいまの意見につきましては、当然各施設との話もございますので、検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

ほかに質疑はありませんか。

じゃあ、質疑をしたいので委員長を交代します。

**○委員（金子恵委員）**

質疑はありませんか。

河野委員。

**○委員長（河野龍二委員）**

私も昨日聞けばよかったのかもしれませんが、私もちょっと今朝いろいろ計算して気付いたんで、改めて大きな問題ではないんですけども、先程、時間後半の部分の160円は変わらないという状況ですよ。これは8%のときの消費税を抜いた金額というのが、およそ148円ぐらいになるんですね。8%分、148. 幾らになるんですね。これに8%掛けても160円までの端数を切り捨てて160円になるというふうな形だと思います。今回160円が10%になると145. 45円になるんですね。145. 45掛けるの10%で14円5銭ぐらいになるわけですか。これを足しても159円ぐらいしかないということで160円にしてるんじゃないか。この間の説明が端数の切り捨てをしてるというふうな形、159円何銭になるという場合には、いわゆる10円未満を切り捨てるってなると、実際150円にしないといけないんじゃないかなと。160円にしてるっていうのは、これは前の消費税の8%のときっていうか、28年度の有料化のときからの課題だったのかなというふうに思うんですけども、159. 幾らならば本来10円未満を切り捨てるならば150円にすべきではないのかなと、ちょっと思ったんですよ。そこはどのような考え方があるのか教えていただけますか。

**○委員（金子恵委員）**

宮崎課長。



○地域安全課長（宮崎伸之君）

お答えします。今、委員長がおっしゃった部分につきましては、消費税につきまして、割り戻し方式という方式の中の計算方法に当然今の計算方法がございまして、それで計算することもできるように消費税の中はなっておるんですが、前回8%にしたときに、使用料の見直しのなものも含んで8%の上程をさせていただいてる状況で、今おっしゃった部分につきましては使用料として100円。それに0.8%掛けたことによって10円未満の切り捨てということで100円で行っていたというふうに我々の方は考えておりました、その100円について今回10%だから110円ということで、先程言いました110円の提案をさせていただいております。160円につきましては、我々としては使用料150円の使用料だということで、8%を掛けた場合には150円の分が10円未満の切り捨て関係で、それで150円につきまして今回10%になったということで、10円未満切り捨てでございますので、160円の提示をさせていただく計算という形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

いろんな商品の販売の方法で内税方式、いわゆる単価がもう税込みでの単価とっていうふうな形の利用料というような形で提案してるということで理解していいんですか。

○委員（金子恵委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

内税という形で表示はさせていただいておりますけども、我々としましては使用料の金額を100円もしくは150円ということで定めた状態での消費税の上乗せという形で考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

じゃあ、ほかの部分もそういうふうな料金が確定しているというところなんですか。そこだけ確認させていただきたい。

○委員（金子恵委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

そのとおりでございます。

○委員（金子恵委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

こちらは議案への賛否に係るちょっと大切なことですので、確認をさせていただきたいんですが、長与町ふれあいセンター議案45号の分と、46号の長与南交流センターの使用料というのは、2年前ですか、平成29年に長与町の公共施設の利用の町民の使用料が無料だったのが、有料になったときに有料になったものでしょうか。それ以前は町民の使用料っていうのは無料だった施設ということよろしいでしょうか。

**○委員長（河野龍二委員）**

朝居係長。

**○係長（朝居健太郎君）**

ふれあいセンターも南交流センターにつきましても、平成29年4月1日より町民の方が利用する際は有料になった施設でございます。

**○委員長（河野龍二委員）**

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号、議案第46号について一括して討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

議案第45号、議案第46号について、反対の立場から討論いたします。

いずれの条例改正案も消費税が8%から10%値上げされることに伴った改定ではありますが、改定の根拠である総務省からの通知というのは、あくまで通達であり、必ずしも上げなければいけないというものではなく、また、そもそも施設の使用料の金額設定自体が自治体の裁量によるものでありますので、必ずしも値上げをしなければならないというわけではないものだと考えます。本町におきましては、平成29年4月以前は無料であった公共施設使用料を有料化するに当たり、町民への事前の説明不足や周知の不足により一部町民に大変な不満や不安、町への不信を与えたところで、それからまだ2年ほどしか経っていない状況でありまして、それを踏まえたと、例えば国が消費税を上げようと、必ずしもそのまま反映せず、税抜き価格の方の設定を改定するなど、消費税が10%になったあとの使用料を現在の価格と同じようにするなどの対応も十分可能であったと考えます。そのような本町特有のこれまでの経過や住民感情、また施設ごとの利用者の増減等の状況をしっかりと踏まえずに、ただ国が消費税上げると決めたから、それに従って上げるというのは、地方公共団体のあり方としては考え直すべき部分があると考えますので、よって反対いたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

西田委員。

**○委員（西田健委員）**

今回の10%増税に伴って当然ながら家計の支出が増えると。そういうことで町民の皆さんは、日常生活の中で様々な趣味に生きがいを見出して日々慎ましく過ごされております。そういうことで私は特にですけども、高齢者に対して新たな負担を強いるのは反対です。これは議案45、46に対して、以上です。

**○委員長（河野龍二委員）**

次に、賛成討論ありませんか。

反対討論ありませんか。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

私は昨日の生涯学習課で述べましたように、やはりこの減免規定っていうのは本則に、いわゆる条例に含めるべきだという考えでございます。それは何故かっていうと、やはり価格と同等以上の重要な町民の関心事であるわけですよ。義務の負担軽減にこの直接関わる重要な規定でありますので、これを規程に置くっていうこの考え方には与しません。やはりこういう義務負担の掛かるものは、条例に定めるべきだという基本的な考えを持っております。今まで規則に委任されているということでもありますけれども、私は条例の本則に定めるべきいうふうに考えております。やはりその点でこの議案について反対するものでございます。以上です。

**○委員長（河野龍二委員）**

内村委員に確認しますけども、議案第45号、46号、共にですか。

**○委員（内村博法委員）**

議案45号、46号、共に反対の立場で討論いたしました。以上です。

**○委員長（河野龍二委員）**

次に、賛成討論ありませんか。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

私は両議案に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。要旨につきましては、昨日の33号から44号の際にも申し上げましたいわゆる受益者負担の原則。また、施設維持に関する費用全てが利用者負担になっているわけではありません。今回、増税されて委託料あるいは使用料として町が払うべき税は確実に増えます。その全てを今回、転嫁するっていうわけではありません。すなわち利用しない人にまで負担を求めるといふこと、利用者が負担しない分は一般会計から負担をしないといけない。それはすなわち利用しない人の分も含まれているということでもあります。本来、受益者負担の

原則に立ちますと、転嫁される分につきましては全て利用者負担に、利用者に転嫁する。いわゆる使用料自体、全体の値上げっていうのも検討してもおかしくない状況、利用されない方の考えっていうのもやはり大切にしていかなければいけないと思います。また、質疑の中で申し上げましたけれども、9時から17時30分あるいは17時30分から22時という区分ですね、これにつきましては、非常に利用料の設定から分かりにくい状況となっております。改善を求めたいと思います。以上、賛成討論といたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

次に、反対討論ありませんか。

賛成討論ありませんか。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

昨日、賛成討論を述べさせていただいたとおりなんですが、議案第45号、46号に賛成の立場で討論をさせていただきます。今回、国で決定をされた消費税率の引き上げ、これに対応すべきということで、この議案が上程されたものと理解をしておるんですが、今回の提案により、利用者の負担としては新たに使用料の基本的に2%程度が町の収入に加えられるということになります。合わせて施設を維持管理していくための費用というものが同じく2%の増税分が加えられるということで、当然ここは利用者が2%を負担していただくことで、この新たな維持管理費負担の増額の部分を見ていただくということで、これはやむを得ないのかなと思っております。逆にこれを取らないということになりますと、全然利用をしていない方々への負担に繋がっていくということで考えますので、今回の改正についてはやむを得ないことなのかなと考えて賛成討論といたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は1件ずつ行います。

これから議案第45号長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第46号長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時15分まで休憩いたします。

(休憩10時06分～10時13分)

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

令和元年第2回定例議会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第47号長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例の件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

和田課長。

**○契約管財課長（和田弘君）**

それではお許しをいただきましたので、議案第47号長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。今回の改正は、消費税率の引き上げを踏まえ使用料に関する規定を改正し所要の改正を行うものでございます。改正内容としましては、第10条の見出し中「取り消し」を字句の修正を行い、同条第4項に「町長が公益のため特に必要があると認めるとき」を加える。第12条の見出しを字句の修正を行い、同条第1項の文中の「現状」を字句の修正を行うものでございます。別表（第7条関係）を（1）コミュニティホール使用料540円を550円に、1,080円を1,100円に改めるものでございます。なお、附則につきましては、施行日を社会保障の安定財源の確保等を図る財政の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2項に定める日としております。施行日をこのように改めますのは、国が消費税率を引き上げる日を変更した場合には、今回提案している条例改正の施行日についても国に合わせて変更するものでございます。また、必要に応じて経過措置を規定しております。

続いて、議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例につきましては、別表第2中（第3条関係）の8,640円を8,800円に、5,400円を5,500円に、4,320円を4,400円に改めるものでございます。なお、附則につきましては、施行日を社会保障の安定財源の確保等を図る財政の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律等の法律附則第1条第2項に定める日としております。施行日をこのように改めましたのは、国が消費税率を引き上げる日を変更した場合には、該当する日が改正されると考えますので、今回予定している条例改正の施行日についても国に合わせて変更するものでございます。また、必要に応じて経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○委員長（河野龍二委員）**

ただいまから審議を行います。

まず、議案第47号についての質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確認なんです、この議案第47号の長与駅コミュニティホールというのは、平成29年4月からの長与町内の公共施設の一斉有料化の際に有料化されたものでしょうか。それともそれ以前から有料だったものでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

委員がおっしゃるとおりで、そのときから改正をいたしました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

10条の分ですけれども、（4）が新設という形でされているんですが、こういったケースを想定されての新設なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

今回、長与駅コミュニティホールの使用許可の取り消しについて追加したのは、長与町の選挙管理委員会がコミュニティホールを第7投票所として指定されてるものから、3か月前から使用許可を行うんですけども、もしそういう選挙があるということになりますと、文面が無かったものからこれを追加いたしました。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ちょっと関連しますけれど、ほかの所もうそういう規定があるんですか、選挙投票所になる場所の規定が、全部こういうふうに盛り込まれてるんですか。

○委員（金子恵委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

おっしゃられるように所管が違いますので、全て私も把握してるわけではございません。で、恐らく所管と話をしながら、うちも従前こういうことが解散総選挙の際にありまして、実際にこういう条文を作ってないと、あと出しじゃんけんのような形になって

あとから利用者の方に不利益を講ずるということで、先にこういうこともありますということでお見せする。その必要があると思って書かせていただいております。現実問題、先程申し上げたとおり利用者との協議の中ですいませんということで、お金も還付しながら御利用を停止していただくということは、所管の方でなされてるのは実情としてあると思います。ただ、明文化をしてるかどうかまでは私ちょっと全てを把握はしておりません。申しわけありません。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その件は了解しました。でも気になるのが、例えばコミュニティホールなんかは展示物をしようという形で借りると、借りの費用の部分は還付したりすれば問題ないかもしれませんが、その展示をしようと思って計画をして、いろんな経費が掛かって突然貸せませんっていうふうになった場合、それがいろいろ紛争の元にならないものなのか。その辺は何か考えてって言うか、どういうふうに対処していこうと考えてるのか。そういう事例がまだ今のところ無いんでしょうから、ただ考えられないこともないですよ。だからちょっと気になる場所なんですけども、そういう場合どういうふうに対処していこうと考えてられるか、あれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

確かにそこの補償の部分というのは、その場合出てくるかと思えます。当然、個別具体的な協議というのはそのときになされるものだと思うんですが、今このコミュニティホールの利用状況の現状といたしまして、昨年度なんですけども最長で14日ぐらいの利用をされております。実際、解散総選挙があったときに告示、期間共に考えたときに当然2週間前に決まるということはないかと思えます。ですので決まり次第すぐさま利用者の方と協議というのはできるかと思えますので、そこの損失に関しては、うちとしても迅速に対応する中で最小限に抑えるということは、我々の実務の中でやっていこうと思っております。以上です。

○委員（金子恵委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

このホールの主な利用目的とかがあっていうのが分かりましたらお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

30年度の幾つか利用状況をちょっと皆さんにお答えしたいと思います。使用目的で言いますけれども、作品展示、写真展示、それとか絵の教室のグループ展とか、あと議会の選挙とか、そういう分ですね、ロードレース大会の写真集とか、そういうのは諸々ございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

このホールは、何か減免規定とかの対象になるものはあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

減免対象につきましては長与駅コミュニティホールの条例施行規則に載っておりまして、その第11条中に別表がございまして、その中に第9条関係ということで、町が主催する行事において使用する場合これが100%ですね。社会教育関係団体、公益的団体また社会福祉協議会団体が主催する大会とか、行事とか、町の体育協会が主催する大会、行事等に使用する場合、町文化協会が主催する大会、行事等に使用する場合、諸々あるんですけども、あと減免が100分の50というところもあります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今聞きますと、例えば体育施設と体育館とか何とか、何歳以上とか、そういった減免というのはないわけですよ。今、利用のいろいろな実績を聞きますと、非常に文化的な利用ということで感じたんですけども、より公共性が高いんじゃないかなと、年齢で仕切るような話ではないとは思いますが、あくまでも賛否の参考に聞いとるんですけど、そういったものはないんですよ。例えば65歳の人たちの団体がいろんな写真展をやったときに安くするとか、そういうものはないんですか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

私が先程ちょっと短縮したもんですから、その辺りを言わなかったんですけども、100分の50の中に65歳以上の者で構成する団体というのが入っております、いろいろまだ小学校とか中学校とか、そういう部分もありますけども、以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。



八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先程こちらの長与駅コミュニティホールは、町民の使用料というのが平成29年4月から有料化されたということでしたが、もし把握されていればその有料化前ですね、平成28年ですとかのこの年間の使用稼働率というか、使用された日数と値上げ後の年間の使用日数などが分ればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

使用日数と件数というのがございまして、1団体が14日2週間まで借りれますので、まず件数が27年度が20件、使用日数が149日ですね。それで稼働率が365で割って41%。28年度が18件で使用日数が135日、稼働率が37%。29年度が22件で使用日数が123日、それで稼働率が34%。それと最後に30年度なんですけども、29件で使用日数が135日、稼働率が37%でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ここの使用料の収入と、ここは人もおりませんよね、通常管理、維持管理に係る経費というのは、ここの分ってというのは分かるんですか。分かったら両方教えていただきたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

360万円ほど掛かっております。維持費管理ですね。コミュニティホールの収益ですね。30年度で申し上げたいと思います。9万4,010円です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今の浦川委員の質疑に関してちょっと理解ができないところがあるので質問いたします。あそこはコミュニティホールだけの単体の維持費って計算できるんですか、ちょっと今の答えに疑問を生じたもんですから質問します。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

今お答えしたのは、長与駅の清掃管理委託料ということで、受付業務と且つ清掃業務をしていただいている業者に対して支払いする経費を申し上げました。実際の事業コードを長与駅、高田駅っていうことで含めて取っておりまして、詳細、確かに委員おっしゃられるように長与駅だけっていうことであれば、ちょっとこの場ではすぐお答えはできません。ただ1つ維持管理経費の中で多くを占める清掃管理ないし受付業務に関しては360万ですというお答えをさせていただきました。すいません。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今の答弁から理解いたしますと、360万っていうのはちょっと質疑に対して当たりませんよね。コミュニティホールの中の維持管理っていう形ですから、清掃ということでしたら駅全体、しかも高田駅も全体ですから、多分察するにこのコミュニティホール単体での維持管理に対しての収益部分を問われたのではないかなというふうに思います。ですから、ちょっと今の前段の部分の答弁はいかがなものかなと思います。もう一度、違いますっていう形で何らかの答弁を求めてみたいと思いますが。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

すいません。申しわけありませんでした。先程言った分ですね、高田駅と長与駅の管理の分を言いましたので、ちょっと分かりかねます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

先程言いかけても、議案第48号についても質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

こちらは駐車場ということで、先程の議案第47号やその他の平成29年4月に有料化された公共施設とは全く性格の異なるものだと思うんですが、こちらの駐車料金というのは、これまで過去10年とか、何年かでもいいんですが、料金の推移というか、料金の改定っていうのが経過が分ればちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

設立当初からは資料を持ち合わせておりませんが、私が知る限りでお答えをさせていただきます。嬉里駐車場の定期駐車代ですね、実際の金額8,000円ということで、5%、8%そして今回の10%ということで、消費税率改正に伴う変更というところだけを理解しております。同じく吉無田駐車場の定期駐車に関しても一緒です。で、嬉里駐車場は時間貸しをしておりまして30分50円ということですが、これに関してはずっと設立当初から変わってないであろうということで理解しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと消費税の変更されてきた分だけが少なくとも97年に消費税が3%が5%になったと思うんですが、そこから2014年に5%から8%になったときには、消費税の分だけ変更されてきたということですね、確認ですが。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

委員がおっしゃるとおりです。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ここは一般会計じゃないので消費税としての納付は発生してるはずですよ。まずそれをお尋ねいたします。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

おっしゃられるように地方公共団体の特別会計に関しては、一般会計の消費税額と控除できる消費税額がイコールという規定は適用がされませんで、特定収入の部分を控除額から差し引いて、その特定収入が5%以上であれば、そのはみ出た分に関しては納税をなささいということになっております。現状うちの駐車場特別会計につきましては特定収入はございません。且つ資産の譲渡等に係る収入額が例年800万円程度ですので、一般会計と違いまして特別会計については小規模事業者の特例が適用されます。その部分についても納税義務は発生しておりません。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号の討論を行います。

反対討論はありませんか。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

47号について反対の立場から討論いたします。これも先程の議案と同様、減免規定がありますけれども、やはりこれを条例の本則に記載すべきだというふうに考えまして、反対いたします。以上です。

**○委員長（河野龍二委員）**

次に賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第47号長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

議案第48号につきまして賛成の立場から討論をさせていただきます。こちらは今回付託されておりますその他の消費税改定に伴う公共施設の価格改定とは異なりまして、通常の駐車場事業ということで以前から有料として行っている事業でありまして、嬉里駐車場などには周辺にも民間の駐車場などもあり、今回消費税を公共の駐車場だけ上げないというのは民業の圧迫にも繋がることでもあり、また、この料金そのものも消費税が5%だった1997年から税抜き価格に当たる基本の料金というのは長く変更されていないということで、消費税分の値上げ改定は妥当かと思いますので賛成いたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決すべきものと決しました。

どうもお疲れさまでした。

場内の時計で11時まで休憩いたします。

(休憩 10時47分～10時57分)

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

令和元年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮崎課長。

**○地域安全課長（宮崎伸之君）**

それでは議案第56号令和元年度一般会計補正予算（第1号）の地域安全課所管分につきまして御説明いたします。今回の補正につきましては、歳出で総務管理費の交通安全対策費及び地域振興費の増額補正でございます。

それでは御説明いたします。長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の12、13ページをお開きください。2款1項7目13節委託料交通誘導員委託料でございます。精霊流しに係る交通安全対策としましての費用でございます。次に10目7節賃金育児休業等代替賃金2名分でございます。以上が地域安全課所管分の補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

質疑はありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

13節の委託料ですけれども、この精霊流しで17万3,000円の補正が上がっておりますが、これは当初分かってることではないかというふうに思うんですが、単価の変更等が何かあったんでしょうか。

**○委員長（河野龍二委員）**

宮崎課長。

**○地域安全課長（宮崎伸之君）**

この分につきましては精霊流しの対応をする分ということで交通安全の関係から計上させていただいてます。これにつきましては、通常は交通指導員等の出勤というか、お願いをしていた部分もございました。しかしながら、精霊流しにつきましては危険も伴う部分もございまして、それと夜間ということがあって、昨年度から時津警察署の方に増員要請と協議等を行ってまいった次第でございます。その協議内容につきまして、昨年度の当初予算計上時におきましては、時津警察署の方で何とか対応ができるんじゃないかということで協議を進めておったんですが、今年度に入りまして4月の人事異動を

含めまして、時津警察署及び長崎県警の体制が変わったことによりまして、その協議結果としまして増員の方がもう見込めないという回答をいただきましたものですから、この件については、昨今の高田地区の交通状況を考えますと、そちらの方の交通状態もかなり危険な状態があるということで、専門の指導員の方を要請しまして、精霊流し時の交通安全対策を取らせていただきたいということで、今回計上をさせていただいた状況でございます。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは地域安全課所管をこれで終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

委員会を再開いたします。それではただいまより財政課所管の審査を行います。提案理由の説明をお願いいたします。

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

それでは今回の補正のうち財政課所管分につきまして御説明いたします。説明書の6ページ、7ページをお開きください。歳入17款2項1目1節財政調整基金繰入金、こちらを658万7,000円増額補正をお願いしております。これについては、今回の1号補正予算の財源調整として計上いたしております。今回補正をしてない2節減債基金繰入金を含めたところの1目の合計が12億4,290万9,000円となります。

以上が財政課所管でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

財政調整基金繰入金という内容について、御説明いただければと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

田中理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

財政調整基金っていうのは、長与町、家計でいうところの何にでも使える貯金の部分に該当いたします。ほか基金はいろいろ特定目的基金とかたくさんあるんですけども、その中で自由な財源として使える財政調整基金というのがあります。これが1節の財政調整基金なんですけども、2節に減債基金というのもございます。これは町が借りた起債ですね、地方債、これの償還に充てる分として減債基金繰入金というのもございます。こちらは町が歳入と歳出を予算組んだときに不足する分、財源が足りない部分に関して

貯金の部分ですね。財政調整基金というのをそこに充てるような形になってございます。  
30年度末の財政調整基金の残高が約17億ちょっとでございます。以上でございます。

**○委員長（河野龍二委員）**

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで財政課所管を終わります。どうもお疲れさまでした。

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

**○委員長（河野龍二委員）**

委員会を再開し、教育委員会所管の審査を行います。

提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

**○教育総務課長（宮司裕子君）**

それでは教育総務課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。

長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の6ページをお開きください。歳入でございます。14款県支出金3項委託金7目教育費委託金2節中学校費委託金でございます。研究指定校事業委託金でございますが、長崎県教育委員会の委託事業で、長与中学校において生徒の主体性と深い学びを生む対話を引き出す要件と具体的な手だてを明らかにし、授業の質を高める教師の関わりに迫ることを研究の目的としており、その事業に係る委託金として20万5,000円を計上しております。また、キャリア教育充実事業委託金でございますが、長崎県教育委員会のこちら委託事業で、高田中学校においてこれまでの職業体験学習を見直し、ふるさとの現状と将来についての調査分析を通して、ふるさとの将来や自らの進路について主体的に考えられるようになる生徒の育成に取り組むため、その事業に係る委託金として30万を計上しております。

16ページをお開きください。歳出でございます。10款教育費3項中学校費2目中学校教育振興費でございます。こちらが歳入で説明しました教育指定校事業に係るものとキャリア教育充実事業に係るものの合算の分でございます。講師謝礼として11万6,000円と消耗品費として25万円、自動車借上料14万円を計上しております。以上で説明を終わります。

**○委員長（河野龍二委員）**

金崎理事。

**○教育委員会理事（金崎良一君）**

それでは、ただいまの教育総務課長の説明に加えて追加の説明をさせていただきます。お手元に資料を配布をしております。資料の頭に平成31年度研究指定校等一覧表というのがあるかと思います。先程の2校につきましては、公募制指定校としまして長与町と書かれておりますが、長与中学校「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改

善」これを本年度と、そして来年度が本発表になっております。また、大きな四角で言いますと3番目になりますが「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」この下から2つ目にあります長与町高田中学校ですが、本年度に指定を開始しまして、そして来年度本発表ということで予定をしております。この中身につきまして、もう少し詳しく説明をさせていただきます。1枚あけていただいてよろしいでしょうか。頭に「平成31年度義務教育課（指導業務）の主要施策」というふうに書かれているものでございますが、長崎県教育委員会の義務教育課が出したものでございます。この施策の中で大きく幾つかの柱がございますが、その中の左側の1番上になります「未来を創るふるさと教育の推進」、この中の「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」ということで、起業体験を核とした職業体験学習をさせるというふうなことを主要な施策に上げております。また、その右側ですが、これは長崎県がずっと取り組んでおります「学力向上に向けた取組の推進」ということで、この学力向上についての発表が長与中学校ということになっております。もう1枚めくっていただいてよろしいでしょうか。義務教育課が目指しています「本県児童生徒の学力の状況と本年度の重点施策」というふうなことが書いてありますが、本年度の重点施策の中で学力向上推進班、1番下のところの四角囲みになります本年度の重点施策「1. 『学力向上推進班』の新設による、より質の高い学力向上対策推進のための体制強化」とあります。この研究発表を受けた形に長与中学校になります。さらに5番を見ていただきたいんですが「『主体的・対話的で深い学びの実現』や『カリキュラム・マネジメントの充実』『学習評価の在り方』等の理解を深めるための教育課程説明会の開催」というのがありますが、その中の「主体的・対話的で深い学びの実現」、これが主な研究の内容になってまいります。

それでは高田中学校の研究発表の内容について説明をさせていただきます。「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」、4枚目になりますが、これにつきましては、本年度から新たに長崎県が取り組む内容で、本事業に取り組む背景としまして人口減少と高齢化社会の到来ということがありますが、長崎県がいわゆる人口減少に入っているということで、できるだけその県外に流出する人口を防止したいというふうなこともありまして、このふるさとで仕事を立ち上げる、あるいは探す、こういったことをやっていきたいというふうなことで立ち上げた事業でございます。まず、その下のところに「『県内の優良企業見学』と『企業体験活動』を核とした職業体験学習プログラム」というふうなことでありますが、第1学年のプログラム例があります。「第1学年、県内の優良企業見学」とありまして、学習活動で長崎県や地域の課題について知り、その下です。県内の優良企業を見学するというふうなことが、本年度の高田中学校のプログラムに入っております。このため先程、歳出の方で説明していただきました自動車の借上料につきましては、ここの部分でこれを利用するということになります。さらに2年度になりますが、企業体験活動を行います。ここではガイダンスを行い仮想の会社を設立することにいたします。そして株主を募集をしまして会社の経営をして、それを振り



返るといような活動を、次年度は高田中学校の方で行う予定にしております。なお、この取組につきましては、初めての取組なもので、講師につきまして様々な方々に来ていただくことが重要になるかというふうに思っております。なかなか学校の教員では、こういったことの授業ってなかなかやりにくいところかと思えます。そこで報償費としまして、講師の謝礼がかなり高額なところになってくるかなというふうに思ってます。また、さらに会社の案内、株主の募集とかを掛けますので、こういった点でもかなりの消耗品が必要になるかと思ひまして、今回、歳出の方で概算として計上させていただいたところでございます。次のページめくっていただいでよろしいでしょうか。最後のページになります。職業体験における起業体験活動の実施イメージです。まだどこでもありませんので、イメージですから説明ができませんが、市町教育委員会の方で協力依頼を商工会、あるいは企業経営者等々の方々に様々な協力依頼をしまして、そして学校の方でその支援を受けながら起業体験の推進委員会を構成をして、授業を実際に実施していくというふうなイメージです。なお時数等については一例としてそこに掲げてありますので、これは今後こういったことを検討しながら、良い形で事業を実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○委員長（河野龍二委員）**

それではただいまから質疑を行います。

予算書についてはもう歳入歳出同時に行います。また、いただいた資料でも質疑があればお願いしたいと思います。質疑はありませんか。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

この資料についてもよろしいでしょうか。歳出全般に関わるんですけども、高田中のキャリア教育の方をちょっと拝見すると、1学年、2学年の取組というふうに書いてあるんですね。従来研究指定というのは1つの目標に向かって全学年共通の課題を持って取り組んで、各教科で取り組むっていうのが行われてたんですが、これを見ると1年時はこうします。2年時はこうしますと書いてあるので、高田中で言えば今年の1年生しか研究に関わらない、いわゆる2年生と3年生は研究しないという理解でいいんですか、来年度この1年生が2年生になったときという考えですかね。お尋ねします。

**○委員長（河野龍二委員）**

金崎理事。

**○教育委員会理事（金崎良一君）**

委員御指摘のとおり対象になる生徒につきましては、本年度の1年生が対象になりまして、来年度進級をしたときに本発表の対象ということになります。以上でございます。

**○委員長（河野龍二委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

いただいている資料の方から質問させていただきますが、この後ろから2枚目の高田中の第2学年で行う予定の起業体験活動の方に専門的な講師が必要ということだったかと思うんですが、これが次のページの資料の左の方にある協力依頼、商工会とか企業経営者とか、こういうのを想定されていることかと理解したんですが、実際の予算の中の講師謝礼11万6,000円というのは、どういう計算で出ているのか。例えば1人の方に1回分ですとか、何日分ですとか、そういう内訳というものはあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

あくまで概算でございまして、目途というのが立っておりません。ただこの協力依頼の方だけではなくて、この全体パッケージをもう既に他県で実施をしてる所がございまして、この全体のいわゆる指導支援について講師をお呼びするというふうなことも想定をしておりますので、他県からの方の旅費等がここに掛かってくるかというふうに考えております。そういった点で多少高額になってるところがございまして。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

最初の長与中学校の主体的対応で「深い学びの実現に向けた授業改善」ということで、これが32年度に本発表、公開と。これはどういう形で誰に公開するものかというのを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず対象につきましては、県内の先生方を中心というふうに考えております。長崎県の発表でございまして、ただし県外からも来られたいということであれば、それも受け入れるというふうなことで考えてるところです。また、この内容につきましては、新しい学習指導要領の取組であると同時に、学力の向上という点では、かなり長与町の教育が注目をされておりますので、多くの参加者が見込めるのではないかとというふうに私どもとしては考えております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も資料からお伺いします。1つは長与中については公募制指定校ということで、こ

れは当然、町の中学校の方から募集をして、こういう研究をしようというふうな形になられたと思うんですけども、高田中については、これは県の方からこういう教育発表と言いますか、教育授業をしてくださいというふうな依頼があるものなんですか、そこはどうなんですか。

○委員（金子恵委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

このキャリア教育につきましては、当初8市町の方で各1校ずつ、8校でお願いをしたいというふうなことが県からございました。そこで長与町として、こういった新しいことに挑戦をしたいというふうに考えましたので、長与町の教育委員会の方でこれを受けまして、そして高田中学校の方に教育委員会の方から依頼をしたというふうな形でございます。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

様々な体験をするっていうのは非常によろしいのではないかというふうに思う一方で、今、教職員の労働時間の問題だとか過重労働の問題が囁かれていますので、こうした特別な授業とは別な研究授業をするっていうのが、非常に負担になる部分はないのかなっていうふうな部分もあるんですけども、その辺はどのようにお考えていらっしゃいますか。

○委員（金子恵委員）

金崎理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、御指摘のところについては大変ありがたいお考えというふうに教育委員会として、また学校として受けとめたいと思います。そういったことも想定をされますので、教育委員会と一緒に、このことについて大きな負担にならないようにということで取り組んでいきたいというふうに、今、考えて準備をしているところでございます。

○委員（金子恵委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ教育委員会所管をこれで終わります。どうもお疲れさまでした。

○委員長（河野龍二委員）

ただいまより補正予算の産業振興課所管を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

皆さんおはようございます。それでは令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）産業振興課所管分につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳入の6、7ページをお開きください。まず、2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税1節森林環境譲与税の188万円でございます。平成31年4月1日付にて、国において森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴いまして、譲与される譲与税となります。平成31年度に国全体の譲与額200億円の予算につきまして、譲与基準となる私有林人工林面積、林業就業者数、人口割の方で按分をいたしまして算出された金額、これが94万になりますが、こちらを9月と3月、2回入りますので、合計で188万円計上しております。続きまして15款財産収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金の1,000円につきましては、先程御説明差し上げました森林環境譲与税の運用収入となっております。次に同じページ1番下の段になります。19款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入の長崎県町村会物産展事業助成金の50万円でございます。こちらは令和元年11月30日土曜日と12月1日日曜日に東京で開催される全国町村会主催の「町イチ！村イチ！2019」出店に係る費用につきまして、長崎県の町村会から助成をされる50万円になります。負担割合といたしましては、上限額が50万円の100%の負担というふうになっております。

続きまして歳出の御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費9節旅費、普通旅費21万8,000円、費用弁償18万2,000円、12節役務費4万8,000円、14節使用料及び賃借料13万7,000円につきましては、先程収入で申し上げました令和元年11月30日から東京国際フォーラムの方で開催されます全国町村会主催の「町イチ！村イチ！」の出店に係る費用の方の歳出予算となっております。「町イチ！村イチ！」につきましては、前回2017年度に開催されましたが、長与町は参加しておりませんでした。このときに341町村が参加いたしまして特産品等のPR等を行われたそうです、今年度は長与町の方も職員が2名、事業者が2名、参加をさせていただきます。そのときの旅費とブースで販売する食品等の送料、あと展示販売用の冷蔵庫等の借上料、こちらの方を計上させていただいております。こちらにつきましては、長崎県の町村会の方からの50万の助成の方が充当されることとなっております。続きまして14、15ページ、1番下の段となります。6款農林水産業費2項林業費1目林業総務費25節積立金188万1,000円でございます。こちらは令和元年度に国より譲与されます譲与金及びその利子及び配当金につきまして、今議会において条例の制定を議案として提出させていただいておりますが、森林環境譲与税基金の方への積立金となっております。以上が産業振興課所管分でございます。どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（河野龍二委員）

ただいまから質疑を行います。

歳入歳出どちらでも結構です。質疑があれば質疑をお願いします。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳入の森林環境譲与税なんですけれども、先程国の森林環境税から各自治体に振り分けられるということで、私有林人工林の面積や林業従事者数などに応じてということでしたけれども、ちょっと参考までになんなんですけれども、長与町内に林業従事者っていうのは、どのぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

この森林環境譲与税の基本になっております従事者の方は0人ということになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

物産展に上がる費用を計上されておりますが、長与町は何を売りに行かれるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

今回は町村会の方からの推薦等もございまして、この前、銀賞をいただきましたオリブオイルの方のPRと、あとは長与で採れた果物を使ったジャムですとか、そういうのを持って行きましてPRの方をさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先程説明の中で2事業者っていうふうにおっしゃったので、予定されている業者名をまず上げていただけないでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

1業者目は長与カラフルの方になっております。あと1業者につきましては、こちらも町村会の方からの推薦になってございまして、燻製工房の熏助の方でオイル漬けの方がございまして、長与町のオイルではないんですが、オイル関連ということでPRの方をさせていただければと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

補助金が50万ですかね、ざっと今これだけ足してみると補助金よりも上回ってるわけですね。それはいいんですけど、普通旅費の中に、費用弁償等の中にいわゆる職員の分も含んでるって捉えていいんですか。それとも招待される事業者の分を計上しているのか。その確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

職員2名分と事業者2名分になっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、長崎の場合は以前から森林税を取られているんじゃないかと思うんですけども、それとの違いというのを教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

おっしゃるように平成19年から長崎県税といたしまして森林環境税が徴収をされております。今回、基金に調定してるのは国税としまして新たに徴収される森林環境税が原資となっております、この税の徴収自体は平成36年から1人当たり1,000円徴収をされてまいります、これを前倒しで市町村の方に平成31年度から配分をされます。県の森林環境譲与税は、里山林事業とか長与でもやっておりますけども、そういった県の森林の整備に繋がるような事業に今使われておりますけども、今度、国税として徴収をされる森林環境譲与税につきましては、市町村に使い方は一任をされております。ただし私有林人工林の整備に充てろという内容になっておりますので、一旦基金に積み立てまして、その用途について慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。

これで産業振興課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時50分～12時58分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。ただいま議題となっております議案第56号令

和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をお願いします。

福祉課、こども政策課、あと契約管財課についての説明をお願いいたします。

細田課長。

#### ○福祉課長（細田愛二君）

それでは令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）の福祉課所管分につきまして御説明をいたします。今回の補正につきましては、障害者福祉システムの改修並びに丸田荘に関する委託料に係る補正でございます。

まず歳入でございますが説明書の6、7ページをお開き願います。13款2項2目1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金45万3,000円でございますが、こちらは障害福祉サービス等における処遇改善及び就学前の障害児発達支援無償化に伴いまして、障害者総合支援給付管理システムの改修が必要となりますが、その改修費用に対する国庫補助分でございます。補助率は処遇改善対応分が100分の50、無償化対応分が100%の補助となっております。

続きまして歳出の方に移らせていただきます。12、13ページをお開き願います。3款1項2目13節委託料64万8,000円は、先程歳入のところの説明いたしました障害福祉サービス等に係る処遇改善及び就学前の障害児発達支援無償化に伴う給付管理システムの改修に係る委託料でございます。続きまして14、15ページをお願いします。3款3項1目13節委託料の丸田荘循環配管洗浄委託料でございますが、こちらは丸田荘の入浴施設利用者が増加傾向にあることから、循環配管の洗浄を行い浴槽内の水質保全を図るものでございます。以上が今回の福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

#### ○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

#### ○こども政策課長（村田ゆかり君）

それではこども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをお開きください。13款2項2目2節の子ども・子育て支援事業費補助金がこども政策課所管です。幼児教育、保育の無償化に伴うシステム改修費と事務費について掛かる費用の全額が国庫負担となっております。歳入はこの1件のみとなっております。

次に歳出です。12、13ページをお開きください。3款2項1目の児童福祉総務費が全てこども政策課所管です。先程の幼児教育、保育無償化に伴う事務費を計上しております。10月スタートの無償化に向けまして、残り4か月弱ではございますが、システムの改修、例規の整備、制度の周知をはじめ、対象施設の確認、支給対象者の認定、給付費の予算計上、各種申請書類等の整備など、たくさんの事務作業が想定をされております。10月以降も新たに給付事務等が発生してまいります。このため賃金は体制整備のためにパートの雇い上げを2名分、旅費は説明会等への参加費を、需要費と役務費は、周知に係る経費や各種申請等に係る費用等を計上いたしております。次に、14、

15ページをお開きください。4款1項3目母子衛生費がこども政策課所管です。7月9日より産休に入る職員の代替に係る経費を計上をいたしております。以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

それでは契約管財課所管分を御説明いたします。説明書の12、13ページをお開きください。歳出でございますが、2款1項9目13節112万4,000円、電算システム運用開発委託料です。これは先程申し上げた幼児教育無償化対応に伴う電算システム改修増額分でございます。以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいまから質疑を行います。質疑は歳入、歳出そして各課関連するところもござい  
ますので、どの部分からでも質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それでは歳出12、13ページの3款2項1目3節の時間外手当に関連して質問をい  
たします。同僚議員の一般質問の中でもありましたし、今、課長の説明でも4か月足ら  
ずで多くのことをしていかなきゃいけないということでした。時間外手当がかなり計上  
されてますけども、この対象人数をまず教えてもらえますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

対象人数は7名分となっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これを単純に7で割るわけにいかないの、大体積み上げで1人当たりどのくらいっ  
ているのをお持ちでしょうか。増加数ですね。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

一応それぞれ保育所の担当ですとか、一時預かりの担当ですとかおりますけども、子  
育て支援係7名と一緒にやっっていこうと思っております、1人当たり26時間で計上  
をさせていただいております。以上です。



○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと当初予算持ち合わせてないんですけど、当初予算にも当然時間外手当は載ってたわけですよね。新たに26時間っていう捉え方になるかと思うんですけども、予算の計上の仕方としてはですね。そこはいいんですけども、この短期間のうちにしなきゃいけないと、職員の健康管理の方が心配かなと、当然町民のためにはしなくてはいけないことだと思うんですが、その点パートを配置するということで考えられて予算もまた計上されてますが、パートの方ができる仕事内容というのはどういったことがあるのか。かなり個人情報等も扱うようですので、その点からお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

なるべく窓口の部分を実パートに担っていただきまして、職員に関しては時間中も業務ができるようにということで、パートの計上をさせていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

福祉課所管の歳出の3款3項1目の丸田荘循環配管洗浄委託料なんですけれども、ちょっと私も詳しくないもので、こういった温泉施設っていうのは、配管の洗浄などっていうのは、定期的に必要なイメージがあるんですが、これが今回、急に何かこう必要になるような性格のものだったのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず、丸田荘の方は循環型の入浴施設になってます。そして、その循環配管の定期清掃というのは特に定めがございません。ただ、うちの方が年間委託で保守契約してる業者がごさいます。そこがずっと点検等を行っていただいているんですけども、そこからの指摘ですね。それと利用者が増加したことによりまして、やはり水質保全をやろうということで、今回補正をお願いするものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

福祉課、こども政策課、契約管財課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

次は、健康保険課所管の審査となります。提案理由の説明を求めます。

志田課長。

**○健康保険課長（志田純子君）**

それでは健康保険課所管につきまして歳入より説明いたします。6、7ページをお開きください。今回の補正は風疹の追加的対策に係る費用と産休代替職員に係る費用について計上いたしております。初めに風疹の追加的対策についてですが、この事業は今まで風疹の公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に風疹の抗体検査を行い、抗体価が低い方に風疹の予防接種を行うものです。今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた方にクーポン券を送り、個別勧奨を行います。本町のクーポン対象者は約2,000名で、うち抗体検査実施見込人数を1,000名、そのうち予防接種対象者を200名と見込み、補正予算を計上しております。

それでは歳入の方の13款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金ですが、抗体検査は感染症法に基づき行われ2分の1補助となり、今回236万9,000円を計上しております。予防接種の方は予防接種法に基づき行われ、定期接種A類で風疹第5期になりますので、普通交付税措置となっております。

次に12、13ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費3目国民年金事務取扱費4節共済費17万6,000円、同じく7節賃金101万5,000円は、8月から産休育休に入る職員の代替職員の費用に係るものです。次に14、15ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費2目感染症予防費11節需用費14万6,000円は、風疹抗体検査及び予防接種クーポン券再発行用シールの印刷代になります。同じく12節役務費16万4,000円はクーポン券の郵便料になります。同じく13節委託料676万4,000円は予防接種委託料が233万4,000円、風疹抗体検査、予防接種クーポン作成及び印刷業務委託料が77万1,000円、風疹抗体検査委託料が365万9,000円で、その合計金額になります。今回風疹のクーポン券については6月4日に発送しております。郵送料につきましては13節からの流用、そしてクーポン券の委託料につきましては13節の既存の予算の中から先に歳出をしております。こういう状況になったのは国の特別緊急対策ということ、もう1日も早く予防接種の方を受けてもらい、国の目標としての来年度の7月までに85%、来年度の3月末までに90%という目標を達成するためにも、多くの方に早く受けてもらうということを趣旨にしておりましたので、当町といたしましても早くという思いで出させてもらっております。以上です。

**○委員長（河野龍二委員）**

ただいま議案の説明が終わりました。

それでは質疑を行います。歳入歳出全般どちらでも構いません。質疑はありませんか。  
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の最後の説明にあった85%から翌年度90%っていうのは抗体保持率ということ  
でよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

委員がおっしゃるとおり抗体保持率です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質問ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

説明の中でクーポン等々を既に郵送しているということで、その理由が緊急対策である  
と。1日も早くそういう対策、対応を取るよにということで、今回補正予算の提案  
前にそうした措置をしたということでありました。そこでお伺いしたいのは、当然、ク  
ーポン券の作成が必要なわけですよね。この作成を依頼したのがいつになるのか。まず  
お伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

業者への見積依頼を4月11日にしております。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

どう考えるかですけど、既定予算の中で流用されたというふうな部分でありますけど  
も、この収入については、いつの段階で入るという予定がされてたのか。この国からの  
保健衛生補助金ですね。これについては、いつの段階で入るという予定がされてたのか。  
そこはお分かりになりますか。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては多分実績報告っていう形になるかと思っておりますので、いつっていう

のはまだ分かってない状況です。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

何が言いたいかという、4月11日の時点で既に発注をしようというふうにされたという部分では、この間例えば臨時議会等々開いて、今の実績というふうな形で言われるならば補正予算を提案する時間があったんじゃないかなというふうに思うんですね。5月が既にあってますね、臨時議会が。予算提案をする前にというふうな部分は十分理解したいというふうに思うんですけども、そういう意味では少し順序が、もう少し配慮すべきではなかったかなというふうに思うんですね。4月11日時点で、諸々ありますけども、まだまだ一斉地方選挙前ですから前の議員の任期中でもありますし、急いでやりたいという部分ではそういう配慮をする考えがなかったのかですね、それともできなかったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

河野委員が言われるのは本当ごもっともだと思います。ただ、このクーポン券というのは全国統一の様式になっております。皆さんにも見ていただければと思うんですけど、こういう形でシールになっておりまして、かなり国からの注文で、ここは何センチで紙の厚さが何ミリでっていうふうに非常に難しい印刷になっております。この印刷をできる業者というのが非常に少ないというのがあって、全国的に集中するので、とにかく1日も早く発注をかけないと、もうどんどん遅れていきますよっていうようなアドバイスもあり、そういうこともあって私たちの方でも発注を早くっていうのがあって、5月にあった臨時議会というところで上げ切れなかったっていうのが事実です。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ここでも論を言うわけではないですけども、既に事業を進めてるという提案がなされて、我々はこれをだめだとした場合どうなるのかという部分は、これはもうそういう意味ではだめだとしても、もう既にやってる行為ですから本来であればこういう形の予算の審査をするっていうのは、非常に何か矛盾してるわけですね。そこは様々な条件があったにしろ、やはりそういう配慮っていうか、やっぱり十分な対応というのはすべきではなかったかなと。当然、ここは本会議の一般質問の中で同僚議員がちょっとおかしいんじゃないというふうに気付かれたと、じゃあ例えばこの本会議の中で補正予算の提案するときにも、そういう説明をするべきではなかったのかなと、それが気付かなければ、まあいいやじゃ済まされないことだと思うんですね。そういうところも

考えていなかったのかですね。そこはいかがでしょうか。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

言われるとおり、本会議の説明の中でそこをプラスをしとけばよかったですけども、考えが至らずに大変御迷惑をお掛けしたというふうに考えております。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

もう既に実行されてることなんで余りいろいろ言っても、ただルールとしてはやっぱりそういうところが、当然、我々が審査するときには当然必要ですし、十分理解をしてやっぱり賛否を出すという意味では、そういう部分も非常に大事なところだというふうに思いますんで、以後気をつけてっていうふうな言葉ではないですけども、やはり二度とあってはならないことだというふうに思いますんで、そこは苦言を呈しておきたいというふうに思います。そこで先程の説明の中で具体的な質問になるんですけども、11節需用費の印刷製本費、これがクーポンの印刷代というふうな形で説明していただきました。しかし委託料の中でクーポン券作成委託料っていうのがあります。これはどうなんでしょうか。その委託料と印刷費が発生するんですか、それとも別々のものなんでしょうか。そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず11節の方なんですけども、これは予防接種クーポン券再発行用のシールになっております。ですから今回の昭和37年から昭和47年4月1日の方で私も欲しいんですけども、言われる方に向けての余分のシールになっております。それと13節の方の印刷委託っていうのは、この先程お見せしました分そして案内ですね、そういう印刷も含めての委託っていうふうにしております。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

11節需用費のところ、ちょっとよく分からなかった再発行シールというのは、ちょっともう少し再発行する基準、基準と言いますか、その辺がよく分らないんですけども、ちょっと教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

再発行シールということで、今お送りしている方でもし失くされたとか、転入して来られて住所が変わったとかいう方、そして先程私が言いました対象外の方、こういう方が対象になってきます。以上です。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑は。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと今質議を聞いてて分からなくなっただんですけど、印刷製本費ですか、それと委託料と違うわけですよね。同じものを作ってるはずなのに違うと私は理解するんですけどね。そこがちょっと分からないので教えてもらえますか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

13節の委託料で作ってますクーポン券の作成及び印刷っていうところで、これについては先程の話で触れたんですけども、こういうまず案内の印刷、そしてこのシールの印刷、そしてこの封筒の印刷、そしてこれを封筒に全て入れて出来上がりっていう形で、ここまです委託をしましたっていうことになっております。

11節の方の印刷は、先程のこのシールの紙は何も印刷をしてないんですけども、このシールのお金みたいな形で印刷料ということでしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

健康保険課の質疑を終わります。どうもお疲れさまでした。

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会再開いたします。

本日の審査の予定はこれで全て終了いたしました。

明日も9時半から総務文教常任委員会を開会いたしますので、よろしく申し上げます。

本日は散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 13時40分）